

在宅医療・介護 ガイドマップ

認知症ケアパス



野辺地町特別観光大使
「じ~の」

医療と介護の連携で高齢者の在宅生活を支えます。

医療や介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の資源についてまとめました。

また、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の症状に応じた支援や医療・介護サービスがわかる認知症ケアパスも掲載しています。

野 辺 地 町

住み慣れたまちでの暮らしを支える ～ 地域包括ケア～

地域包括ケアシステム(地域包括ケア)は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、市区町村と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制です。

病気になったら...

在宅でも安心して医療を受けられるように、地域の「かかりつけ医」を中心とした訪問診療や往診を含めた24時間対応の在宅医療をはじめとして、看護師などによる訪問看護、専門医療機関、歯科医師、薬剤師との連携などの医療環境を整備・充実させています。



による訪問看護、専門医療機関、歯科医師、薬剤師との連携などの医療環境を整備・充実させています。

介護が必要になったら...

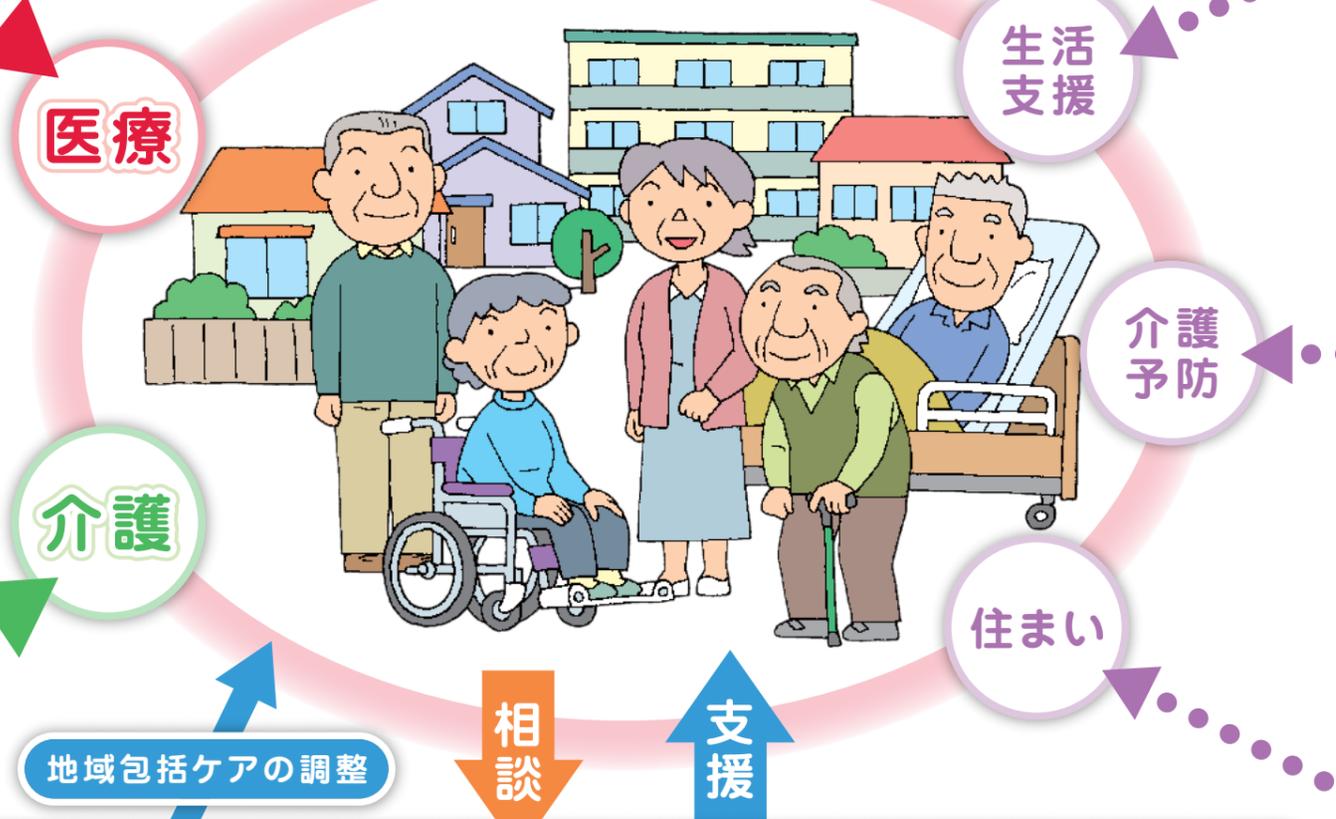
介護が必要になっても在宅を中心に生活できるように、訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)などのサービスを充実させ、よりきめ細かく在宅での暮らしをサポートする「地域密着型サービス」も強化しています。



地域でいきいきと暮らすために

地域の特性やニーズに応じて、「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」「住まい」の5つの柱として、高齢者の生活を一体的、継続的に支えていきます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

地域包括ケアで支援します



市区町村
**野辺地町
地域包括
支援センター**

地域包括支援センターは、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを発掘・整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアのコーディネーター役です。

いつまでも元気に暮らすために...

生活支援・権利擁護

ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加に対応するために、さまざまな生活支援サービスや、財産管理など権利擁護の支援を行っています。



介護予防の推進

運動・栄養・^{こくう}口腔機能などをテーマにした介護予防教室や、老人クラブ、地域のボランティア活動などを通じて介護予防を推進しています。



高齢者の住まいを整備

自宅のバリアフリー化のための住宅改修支援をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者のニーズに合わせた生活基盤を整備しています。



地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧

認知症ケアパス

「医療」



診療所・病院

診療所

病院にくらべて小規模な診療所は、在宅医療のキーパーソンといわれる身近な「かかりつけ医」として適しています。

日々の健康管理や療養指導だけでなく、必要に応じて高度な医療を提供する病院を紹介してくれます。また、在宅療養支援診療所として、通院が困難な人に対して「訪問診療」や「往診」を行っている診療所もあります。



訪問診療

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、医師が計画的、定期的に自宅を訪問して診療を行います。

往診

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、患者の希望や病状の急変などに対応し、不定期に自宅を訪問して診療を行います。

居宅療養管理指導

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、かかりつけ医などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。医師以外にも、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、それぞれの分野の管理や指導をするサービスでもあります。

病院

医療が高度化、専門化しているなかで、比較的規模の大きな病院では、主に急性期の治療対応から在宅療養までの橋渡しの役割などを果たします。

また、地域の診療所などと連携して、在宅療養中の患者に必要な高度で専門的な検査や入院を含めた治療なども行います。



歯科医院

歯科診療所のなかでも、在宅で療養していて通院が困難な人に対して、歯科医師が自宅を訪問して、治療や口腔衛生指導などを行う体制（歯科訪問診療）が整っている診療所があります。

医療保険や介護保険によって利用できるため、訪問による歯科診療を希望する場合は、まずは「かかりつけ歯科医」に相談してみましょう。



調剤薬局・薬店

薬局のなかでも、在宅で療養していて薬局に行くのが困難な人に対して、薬剤師が自宅を訪問して、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う体制（訪問薬剤管理指導）が整えられている薬局があります。

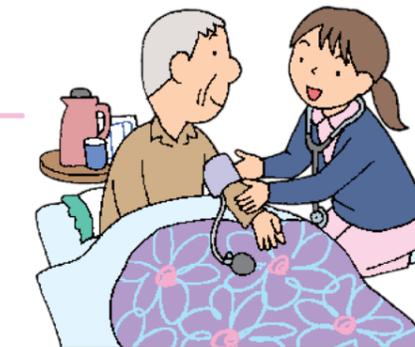
医療保険や介護保険によって利用できるため、訪問による薬剤管理指導を希望する場合は、まずは「かかりつけ薬局」に相談してみましょう。



訪問看護

在宅で療養している人に対して、かかりつけ医（主治医）の指示にもとづいて、訪問看護ステーションから看護師などが自宅を訪問し、病状の経過観察をはじめ、療養上の世話や診療の補助などを行います。

また、24時間365日対応が可能なため、かかりつけ医などと連携することで、病状の急変などに備えたサポート体制の充実に役立ちます。



ターミナルケア

がん末期などで余命がわずかになってしまった患者への終末ケアのことです。住み慣れた自宅でのターミナルケアを希望する人や家族にとっても、訪問看護ステーションは大きな役割を担っています。

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ & 一覧

認知症ケアパス

あなたの在宅生活を支える

「介護」

※利用できる介護サービスは、介護や支援がどのくらい必要か(要支援・要介護度)によって、異なります。利用できるサービス内容は確認しておきましょう。

自宅を訪問してもらって利用するサービス



訪問介護(ホームヘルプ)

高齢で日常生活に何かとサポートが必要な場合や、介護できる家族がいても仕事などで家にいない時間帯がある場合などに頼りになるのが訪問介護(ホームヘルプ)です。

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を行います。



「身体介護」の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 体位変換、身体せいしきの清拭
- 洗顔・洗髪、つめ切り、歯みがき
- 通院・外出の付き添い など

「生活援助」の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- ベッドメイク
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など



訪問リハビリテーション

介護保険では、衰えた生活機能をサポートするだけでなく、できるだけ回復させるためのサービスも行っています。そのひとつが、通院してリハビリテーションを受けることが困難な人のための訪問リハビリテーションです。

医師の判断と指導のもとで、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問して、機能訓練など短期集中的なリハビリテーションを行います。



施設に通って利用するサービス



通所介護(デイサービス)

送迎つきの通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援、さらにレクリエーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

体を動かしたり、仲間と楽しい時間をすごしたりすることで気分がリフレッシュされ、閉じこもりの防止や、社会的な孤立感の解消が図れます。さらに、介護する家族などの身体的・精神的負担の軽減にも役立ちます。



通所リハビリテーション(デイケア)

送迎つきの介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能を向上させるためのリハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

利用者がサービスを提供する施設に通う点では通所介護と同じですが、通所リハビリテーションの場合、医療的なケアやサービスが中心となり、理学療法士や作業療法士など専門スタッフが中心となってサービスにあたります。



短期間施設に入所して利用するサービス



短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

本人の自立支援のためだけでなく、介護をしている家族の身体的・精神的な休息や、何日間か家を空けなければならない用事(冠婚葬祭、出張など)のためにも利用することができます。



短期入所療養介護(医療系ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設(病院、有床診療所)に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

短期入所生活介護と同じショートステイの一種ですが、医療的なサービスが主となります。本人のためだけでなく、介護する家族の心身の負担軽減にも役立ちます。



地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧

認知症ケアパス

あなたの在宅生活を支える「相談窓口」

包

地域包括支援センター

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。介護や介護予防、医療、福祉などあらゆる相談を受けつけており、相談には、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門家が連携して対応し、総合的な支援を行います。



地域包括支援センターの役割

総合相談 ～あらゆる悩みの相談窓口になります～

たとえば

- 心配や悩みごとがあるが、どこに相談すればよいのかわからない。
- 介護の必要な親がいるが、仕事との両立が難しく悩んでいる。
- 近所に住んでいるひとり暮らしの高齢者が、閉じこもりぎみで心配。

介護予防ケアマネジメント ～介護保険や介護予防について支援します～

たとえば

- 介護保険サービスを利用するための要介護認定の申請を代行します。
- 要介護認定で「要支援1・2」の人のケアプランを作成します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、ケアプランなどを作成します。

権利擁護 ～高齢者の権利や財産を守ります～

たとえば

- 振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費生活センターなどと協力して対応します。
- 認知症など判断能力が低下した場合（もしくはそれに備えて）、「成年後見制度」の活用による財産管理を支援します。
- 家族など介護者からの（介護疲れなどによる）身体的、心理的、経済的な虐待から高齢者を守り、必要に応じた措置や家族ぐるみの支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント ～高齢者を地域ぐるみで支援します～

たとえば

- 市区町村、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、介護サービス事業者、ケアマネジャー、ボランティア団体など、さまざまな職種や機関が有効に連携するためのネットワークづくりをします。

居

居宅介護支援事業所



ケアマネジャーを配置している事業者で、介護保険の要介護認定の申請手続きの代行やケアプランの作成、実際にサービスを行うサービス提供事業者などとの連絡や調整の窓口となります。都道府県からの指定を受けた事業者が運営しています。

ケアマネジャー

「介護支援専門員」ともいい、介護の知識を幅広くもつ専門家です。個別に本人や家族の相談に応じて適切なアドバイスをし、希望に沿ったケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡や調整などを行う「介護のキーパーソン」といえます。

認知症の診断・治療

認知症疾患医療センター

認知症を早期に発見し、適切に診断・治療を行うことで本人・ご家族が地域で安心して生活できるよう地域の関係施設と連携しながら支援します。

認知症疾患医療センター 医療法人 幸仁会 高松病院

- 住所 十和田市三本木字里ノ沢1-249
- 連絡先 ☎0176-23-7785
- 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
第1・3・5土曜日 8時30分～17時15分

ご相談は

野辺地町地域包括支援センター

介護予防や介護の専門機関として、高齢者の総合相談窓口として、保健師等や社会福祉士、主任介護支援専門員がご相談をお受けしています。

センターまで来ることができない場合は、ご自宅に伺うこともできます。

相談は無料です。お気軽にご相談してください。



- 連絡先 ☎0175-65-1777 FAX0175-64-8518
- 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝祭日休み）

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧

認知症ケアパス

野辺地町 医療機関マップ

各施設の連絡先等についてはP12・13をご覧ください。(平成30年9月現在)



地域包括ケア
医療
介護
相談窓口
医療事業者マップ・一覧
認知症ケアパス

野辺地町 医療機関一覧

地図上の位置は、P10・11をご覧ください。(平成30年9月現在)

医療

病 診療所・病院

	施設名	住所	電話・FAX	診療受付時間・休日等
①	公立野辺地病院	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-64-3211(代表) ☎0175-64-5571	(月～金) 7:45～11:30
②	のへじクリニック	野辺地町字下小中野18-8	☎0175-64-7333	(月～土) 8:30～12:00 (月火水金) 14:00～17:00
③	戸館内科整形外科医院	野辺地町字野辺地261-1	☎0175-64-2525	(月～土) 8:30～12:00 (月火水金) 14:00～18:00
④	えびさわクリニック	野辺地町字野辺地69-1	☎0175-64-4160	(月～土) 8:30～12:00 (月～金) 14:00～17:00
⑤	中里医院	野辺地町字上小中野8	☎0175-64-1388	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～17:00
⑥	ちびき病院(町外)	東北町字石坂32-4	☎0175-64-5100 ☎0175-64-2172	(月～土) 8:30～11:45 (月～金) 内 14:00～16:45 (月～金) 整 15:00～16:45

歯 歯科診療所

	施設名	住所	電話番号	診療受付時間・休日等
①	かくたま歯科医院	野辺地町字野辺地116-1	☎0175-64-4180	(月～土) 9:00～13:00 (月～金) 14:00～18:30
②	第2久保田歯科	野辺地町字野辺地86-1	☎0175-64-0167	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～19:00 (土) 9:00～12:00
③	鈴晃歯科医院	野辺地町字野辺地28-4	☎0175-64-8108	(月～土) 9:00～12:30 (月～金) 14:00～18:30 ※土曜は午前のみ(第1・3休診)
④	小野寺歯科医院	野辺地町字鳴沢36-1	☎0175-64-6605	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～19:00 ※土曜は午前のみ(予約制)
⑤	のさか歯科医院	野辺地町字野辺地279-1	☎0175-64-8241	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 15:00～18:00
⑥	宮沢歯科医院	野辺地町字野辺地75-2	☎0175-64-3166	(月～土) 8:30～12:00 (月～金) 14:00～17:15 (土) 8:30～11:30
⑦	近藤医院歯科	野辺地町字野辺地1-42	☎0175-64-2645	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～18:00

医療

薬 調剤薬局・薬店

	薬局名	住所	電話番号
①	アイン薬局	野辺地町字鳴沢18-3	☎0175-65-1645
②	野辺地調剤薬局	野辺地町字鳴沢9-9	☎0175-64-7471
③	高野薬局	野辺地町字野辺地18-4	☎0175-64-3359
④	つばさ薬局	野辺地町字鳴沢1-8	☎0175-65-2711
⑤	スマイル薬局 野辺地店	野辺地町字野辺地68-1	☎0175-73-8867
⑥	ちびき薬剤センター(町外)	東北町字板橋山1-30	☎0175-64-0876

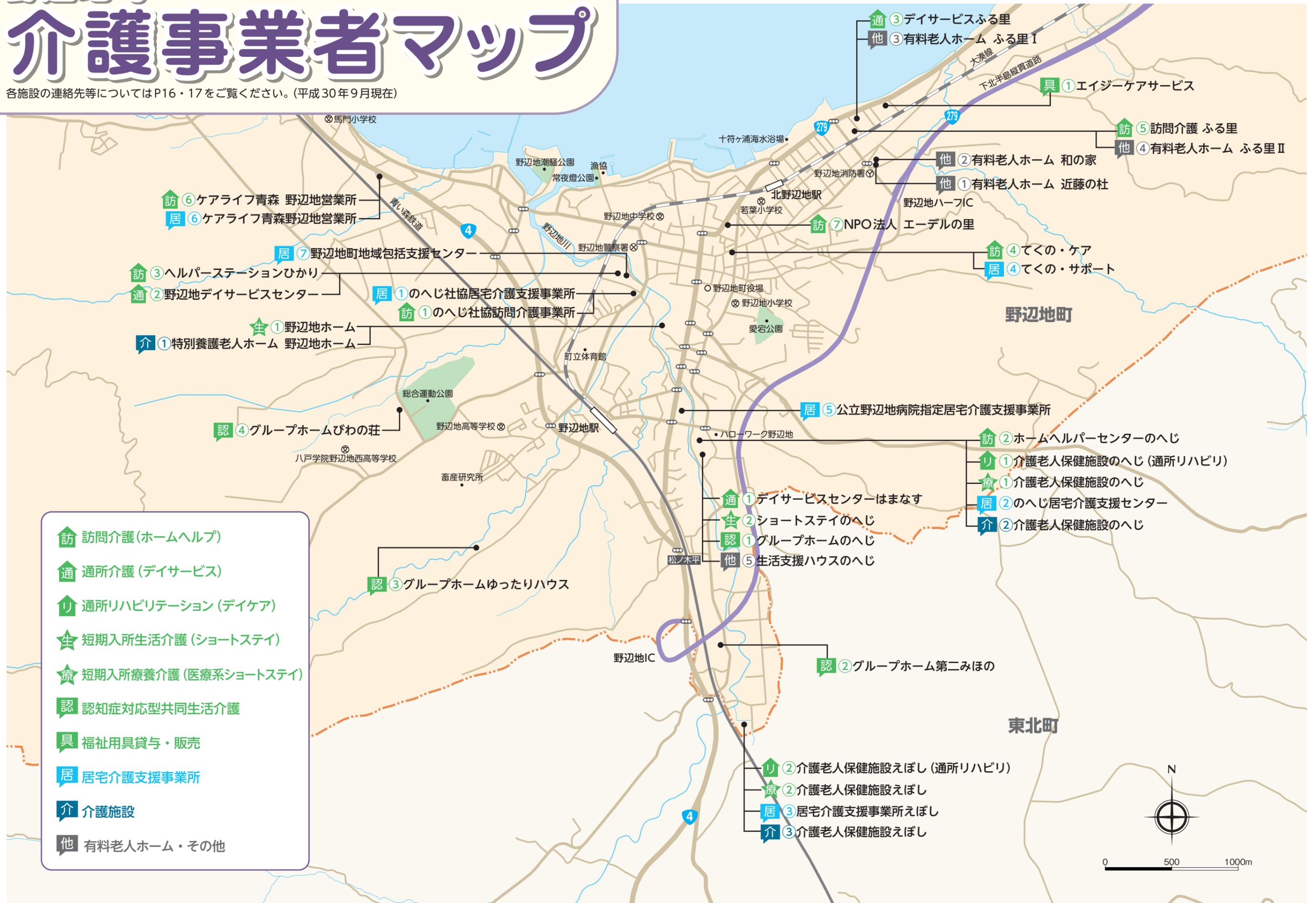
看 訪問看護

	事業所名	住所	電話番号
①	公立野辺地病院 訪問看護ステーション	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-65-1085



野辺地町 介護事業者マップ

各施設の連絡先等についてはP16・17をご覧ください。(平成30年9月現在)



- 訪 訪問介護 (ホームヘルプ)
- 通 通所介護 (デイサービス)
- リ 通所リハビリテーション (デイケア)
- ★ 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ★ 短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)
- 認 認知症対応型共同生活介護
- 具 福祉用具貸与・販売
- 居 居宅介護支援事業所
- 介 介護施設
- 他 有料老人ホーム・その他

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ & 医療機関 & 一覧

認知症ケアパス

野辺地町 介護事業者一覧

地図上の位置は、P14・15をご覧ください。(平成30年9月現在)

居宅介護サービス

訪 訪問介護 (ホームヘルプ)

	事業所名	住所	電話番号
①	のへじ社協訪問介護事業所	野辺地町字前田1-7	☎0175-64-4400
②	ホームヘルパーセンターのへじ	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-64-2340
③	ヘルパーステーションひかり	野辺地町字前田23-1	☎0175-64-0057
④	てくの・ケア	野辺地町字助佐小路7-8	☎0175-64-9818
⑤	訪問介護 ふる里	野辺地町字大月平33-4	☎0175-73-8781
⑥	ケアライフ青森 野辺地営業所	野辺地町字家ノ上103-2	☎0175-73-8586
⑦	NPO法人 エーデルの里	野辺地町字石神裏6-2	☎017-718-2636

通 通所介護 (デイサービス)

	事業所名	住所	電話番号
①	デイサービスセンターはまなす	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2227
②	野辺地デイサービスセンター	野辺地町字前田23-1	☎0175-64-5135
③	デイサービスふる里	野辺地町字大月平34-23	☎0175-72-8525

リ 通所リハビリテーション (デイケア)

	事業所名	住所	電話番号
①	介護老人保健施設のへじ (通所リハビリ)	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2333
②	介護老人保健施設えぼし (通所リハビリ)	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

★ 短期入所生活介護 (ショートステイ)

	事業所名	住所	電話番号
①	野辺地ホーム	野辺地町字白岩40-1	☎0175-64-1070
②	ショートステイのへじ	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2225

★ 短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)

	事業所名	住所	電話番号
①	介護老人保健施設のへじ	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2333
②	介護老人保健施設えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

居宅介護サービス

認 認知症対応型共同生活介護

	事業所名	住所	電話番号
①	グループホームのへじ	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2226
②	グループホーム第二みほの	野辺地町字一ノ渡19-1	☎0175-64-1630
③	グループホームゆったりハウス	野辺地町上小中野80-190	☎0175-64-3574
④	グループホームびわの荘	野辺地町字枇杷野51-24	☎0175-72-8508

具 福祉用具貸与・販売

	事業所名	住所	電話番号
①	エイジーケアサービス	野辺地町字大月平67-23	☎0175-72-1051

居 居宅介護支援事業所

	事業所名	住所	電話番号
①	のへじ社協居宅介護支援事業所	野辺地町字前田1-7	☎0175-64-4400
②	のへじ居宅介護支援センター	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2330
③	居宅介護支援事業所えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666
④	てくの・サポート	野辺地町字助佐小路7-8	☎0175-64-0009
⑤	公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-65-2115
⑥	ケアライフ青森野辺地営業所	野辺地町字家ノ上103-2	☎0175-73-8586
⑦	野辺地町地域包括支援センター	野辺地町字前田5-2	☎0175-65-1777

居宅介護支援事業所

介 介護施設

	事業所名	住所	電話番号
①	特別養護老人ホーム 野辺地ホーム	野辺地町字白岩40-1	☎0175-64-1070
②	介護老人保健施設のへじ	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2333
③	介護老人保健施設えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

施設サービス

他 有料老人ホーム・その他

	事業所名	住所	電話番号
①	有料老人ホーム 近藤の杜	野辺地町字田狭沢61-4	☎0175-64-2764
②	有料老人ホーム 和の家	野辺地町字田狭沢61-7	☎0175-64-1866
③	有料老人ホーム ふる里Ⅰ	野辺地町大月平34-23	☎0175-72-8525
④	有料老人ホーム ふる里Ⅱ	野辺地町大月平33-4	☎0175-73-8781
⑤	生活支援ハウスのへじ	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2225

その他の事業所

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ・一覧
医療機関&

認知症ケアパス

私たちの生活を支える事業、サービスのご案内

予防・集いの場・役割



町の事業について

介護予防サークル	活動を通じて健康増進、参加者同士の親睦を図ることを目的としています。 (地域包括支援センター：健康増進センター内)
介護予防教室	地域の方が集まりやすいよう集会場等を会場に実施しています。筋力トレーニングやストレッチ、脳トレ等を行い、閉じこもり予防、心身の健康保持及び介護予防を目的としています。 (地域包括支援センター：健康増進センター内)
みんなのステーション	地域の方が集まりやすいよう集会場等を会場に実施しています。介護予防体操、口腔機能体操、レクリエーションゲームを行い、閉じこもり予防、心身の健康保持及び介護予防を目的としています。 (地域包括支援センター：健康増進センター内)
入浴サービス事業	4月1日現在、65歳以上の高齢者のみで居住する町民税非課税世帯の方を対象に、町内の公衆浴場のサービス券を交付します。利用決定の翌月から翌年の3月まで一月あたり1枚の入浴サービス券を交付。(若葉温泉・タカラの湯・野辺地温泉健康ランド) (介護・福祉課)
老人憩いの湯	概ね65歳以上の高齢者を対象に、老人憩いの湯を月2回第1、第3月曜日に無料開設します。なお第1、第3月曜日が祝祭日の場合は翌週月曜日に開設します。 (野辺地町社会福祉協議会)
認知症カフェ	認知症の人やその家族が気軽に出かけられる場、参加者の交流の場、情報交換の場、認知症に関する相談ができる場、認知症を正しく理解できる場の提供をしています。 (地域包括支援センター：健康増進センター内)

給食サービス 「ことぶき会」

70歳以上の一人暮らしの方を対象に、年2回まかど観光ホテルにて、会食や踊り等の余興を通して交流や親睦を図っています。対象となる皆様へ民生委員を通じて直接ご案内します。
 (野辺地町社会福祉協議会)

生活支援

介護保険サービス以外で受けられる生活支援のサービスについて



配食サービス

70歳以上の一人暮らし高齢者のみの世帯及び障がい者世帯で安否確認・サービスが必要な方を対象とし、毎週(水)お昼のお弁当を配達します。(利用料金1食300円)
 (野辺地町社会福祉協議会)

心配ごと相談

住民の日常生活上のあらゆる相談について、弁護士が年2回無料で相談に応じます。
 (野辺地町社会福祉協議会)

車いす貸出事業

在宅生活において歩行困難な方へ1年間無料で車いすを貸し出します。
 (野辺地町社会福祉協議会)

シルバー人材センター

企業・家庭・官公庁等から業務を受注し、それらを請負等の形態で就業を希望する高齢者(会員)に働く場を提供しており、長年培った知識・経験・技能を活かし、地域のニーズに応じて次のような仕事のお手伝いをしています。

- ・軽作業分野(屋内外の清掃・草刈・畑作業等)
- ・福祉分野(調理や買い物・室内の整理清掃等)
- ・管理分野(施設の管理等)
- ・技能分野(植木の剪定・軽易な大工作業等)

作業料金：880円/時間(技能分野や労力を要する作業は除く)
 会員加入：野辺地町に住所を有し、健康で原則60歳以上の方
 (野辺地町社会福祉協議会)

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧

認知症ケアパス

生活福祉資金貸付事業

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し資金の貸付と必要な相談支援を行う事により、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助成促進等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、貸付を行うものです。総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等、貸付用途により貸付限度額が違います。
〔青森県社会福祉協議会〕

生活困窮者 自立相談支援事業

経済的問題、家庭の問題、健康の問題など総合的な課題を抱える生活困窮者に、個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築した上で、その相談に応じ、様々な支援を一体的かつ計画的に行う事により、自立の促進を図る事を目的としています。相談支援・就労支援・家計支援等の相談窓口を設けています。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

要援護者除雪対策事業

一人暮らし高齢者世帯や障がい者に対して除雪（玄関先程度）を行う事業。概ね65歳以上で町民税非課税であり、除雪が出来る協力が者が近隣地区に居住していない高齢者世帯が対象。（30分以内150円。以後30分毎に150円加算）
〔介護・福祉課〕

高齢者等通院時 タクシー料金助成事業

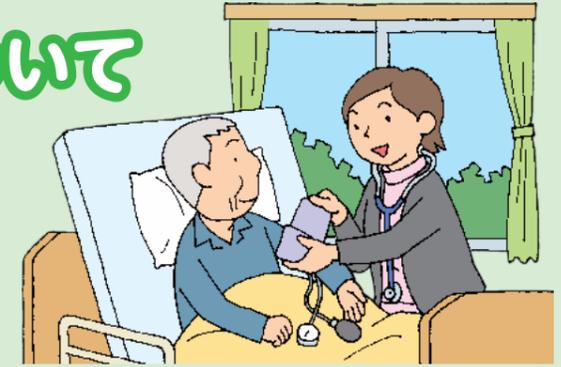
高齢者や障がい者が町内の医療機関に通院する際のタクシー初乗り運賃の助成券を一月あたり2枚発行します。町内に住所を有し、町民税が非課税世帯の次に該当する方。
①毎年4月1日現在、70歳以上の方
②身体障がい者手帳1・2級を所持している方
③愛護手帳Aを所持している方
④精神障がい福祉手帳1級を所持している方
自動車税の減免を受けている方、生活保護世帯、他から交通費の助成を受けている方は対象外となります。
〔介護・福祉課〕

救急キット交付事業

一人暮らし高齢者世帯や障がい者等が、万が一救急搬送された際、医療機関へ情報提供（医療情報や緊急連絡先）し、迅速な対応を目的として救急キットを交付します。
〔介護・福祉課〕

介護

介護福祉サービスについて



在宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介助や家事援助を行います。

訪問看護

看護師や保健師が自宅を訪問し、療養の世話や診療の補助などを行います。

訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問しリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、医学的な管理・指導を行います。

通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴の提供や、機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで受けられます。

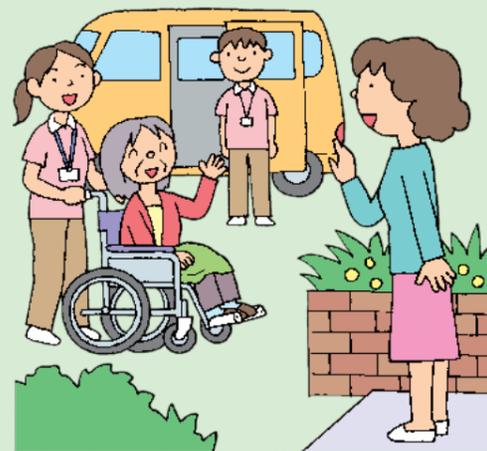
通所リハビリ

介護老人保健施設に通い、食事や入浴の提供、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や介護、機能訓練が受けられます。

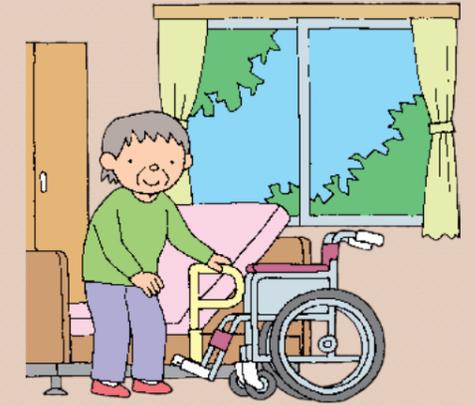
短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練が受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。 ※要支援1の方は利用できません。
福祉用具貸与・販売	日常生活を便利にするための用具や機能訓練のための用具の貸し出しや販売を行います。
住宅改修	要介護状態の区分に関わらず、居室の手すり取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。



施設サービス	
特別養護老人ホーム	寝たきり等、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが出来ない人が対象の施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。(要介護3以上)
介護老人保健施設	状態が安定している人が、在宅復帰出来るような医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが行われます。

住まい

介護保険サービス以外で入れる施設について



生活支援ハウス	自宅での生活に不安がある方が、安心して生活を送れるよう住宅の提供を行い、生活の支援をします。
有料老人ホーム	食事の提供、その他日常生活上必要な支援を受けることが出来ます。

家族支援



外出支援サービス事業	要介護認定者および65歳以上の高齢者で疾病等の理由により臥床している方又は車いす利用者で、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、利用者の居宅と医療機関等の間を送迎します。 〔介護・福祉課〕
介護用品支給事業	町の被保険者で要介護4又は5に認定されている、在宅で寝たきり・認知症等によりおむつ等を使用し、介護されている方に、介護用品支給券を発行します。 支給限度額： 非課税世帯 5,000円以内/月 課税世帯 2,500円以内/月 〔介護・福祉課：健康増進センター〕

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ & 一覧

認知症ケアパス

介護用品支給事業

在宅で常時介護用品を使用している高齢者や障がい者の方へ、年1回1万円以内の介護用品購入チケットを支給します。申請は9月1日から1か月間受付します。町の介護用品受給者は、対象外となります。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

家族介護支援事業

要介護者を在宅で介護している家族に在宅介護に関する情報交換・意見交換の機会提供を通じて、介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ります（介護教室、介護者交流会の開催、認知症高齢者見守りなど）。
〔介護・福祉課〕

安否確認・見守り



見守りサポーター

一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、要介護者や障がい者のいる世帯、一人親世帯、地域とのつながりが必要と思われる世帯の見守り活動を行います。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

福祉安心電話

一人暮らし、昼間一人、高齢者世帯、病気や障がい等様々な理由で不安がある方に対し、理由や年齢に関係なく、加入が可能です。相談や緊急事態もボタンを押すだけで24時間対応します。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

民生委員

担当する区域の住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人の相談に応じ、助言・援助を行い、福祉サービスを適切に利用するための情報提供を行います。
〔介護・福祉課〕

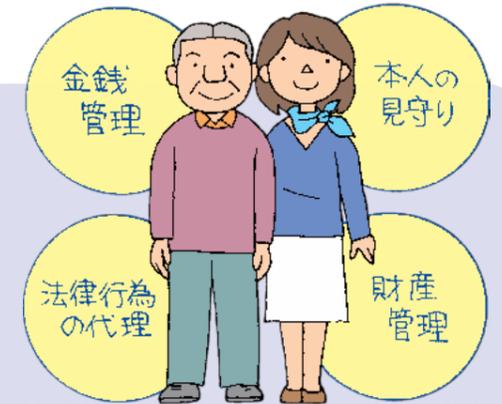
認知症高齢者 安心外出登録事業

徘徊の恐れのある認知症高齢者を事前登録し、警察・消防署と連携し、登録者の安全と家族の支援を行います。
〔地域包括支援センター：健康増進センター内〕

認知症サポーター 養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成しています。
〔地域包括支援センター：健康増進センター内〕

権利擁護・財産管理



日常生活自立支援事業

高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方。この事業の契約内容について判断でき、利用を希望する方。

- ①福祉サービス利用援助
 - ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。
 - ・福祉サービスの利用における申込等の契約の同行・代行など。
 - ②日常的金銭管理サービス
 - ・福祉サービス利用料金の支払い手続き。
 - ・福祉サービス利用に伴う預貯金の出し入れ等、利用者の日常的金銭管理の支援。
 - ③書類等預かりサービス
 - ・大切な通帳やハンコなどを安全な場所でお預かりします。
- 〔野辺地町社会福祉協議会〕

成年後見制度

認知症高齢者等の判断能力が不十分な方に対し、本人に代わって金銭管理等様々な手続きを行うことのできる成年後見人等を決めるため、家庭裁判所に申立てを行います。
〔地域包括支援センター：健康増進センター内〕

「認知症ケアパス」

認知症を知ろう

● 認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは違います。たとえば、朝ごはんは何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは、老化によるもの忘れといえますが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は、認知症が疑われます。



● どんな症状が起こるのでしょうか

認知症になると記憶力や判断力などが衰えます。これが認知症という病気の本質なので「中核症状」といわれます。また、中核症状のために周囲とうまく適応できなくなったり、心身が衰えたり、不安になることなどによって妄想や幻覚などの症状が出ることもあり、これを「周辺症状」といいます。

中核症状

記憶障害

新しい体験の記憶や、知っているはずの記憶の呼び覚ましに困難になる障害。



見当識障害

時間、日付、季節感、場所、人間関係などの把握が困難になる障害。



実行機能障害

旅行や料理など計画や手順を考え、それにそって実行することが困難になる障害。



理解・判断力の障害

2つ以上のことの同時処理や、いつもと違うささいな変化への対応が困難になる障害。



中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響

周辺症状

周辺症状は、適切な治療や周囲のサポートで認知症の人が感じている精神的なストレスなどを取り除くことによって、ある程度の予防や緩和が可能です。

- 妄想
- 幻覚
- 攻撃的な言動
- 徘徊
- 無気力
- 便をいじるなど排せつの混乱
- 過食など食行動の混乱
- など

認知症に早く気づこう

● 認知症は早期の発見が大切です

認知症は早期の発見と治療がとても大切な病気です。完治が難しい病気とされていますが、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

早期発見による3つのメリット

メリット 1 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめると、改善が期待できるものもあります。

メリット 2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができます。

メリット 3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。

● 認知症が疑われるサイン

認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことも多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。チェックが入った項目が多いほど認知症の可能性が高いといえます。

- 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった。
- 同じことを何度も言ったり、聞いたり、したりするようになった。
- 置き忘れやしまい忘れが増えて、いつも探しものをしている。
- 知っているはずの人やものの名前が出てこなくなった。
- つじつまの合わない作り話をするようになった。
- 以前に比べ、ささいなことで怒りっぽくなった。

- おしゃれや清潔感など身だしなみに気を使わなくなった。
- 今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった。
- 外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった。
- 今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった。
- 日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。
- 財布が見当たらないときなど、盗まれたと人を疑うようになった。



「軽度認知障害 (MCI)」

いわば認知症の前段階で、軽い記憶障害などはあっても日常生活は大きな支障なく送れる状態です。この段階で適切に対処すれば、特にアルツハイマー型認知症への移行を予防、または先送りできるといわれています。

状態に合わせた対応を

認知症の進行によって変化していく症状や行動によって、在宅生活を送るために必要となる支援やサービスは異なります。その人の状態に合わせた対応を考えましょう。

1 「認知症の疑いがある」状態、および

2 「症状はあっても日常生活は自立している」状態

この時期の特徴

認知症の気づきから生活機能障害が軽度の時期です。もの忘れはあっても、金銭管理や買い物、事務処理といった日常生活は自立している、もしくは、それらにミスはあっても、おおむね日常生活は自立しています。



本人や家族へのアドバイス

まずは相談する

今までと違うことに気づいたり、不安を抱えたりすることがあれば、そのままにしないで、かかりつけ医などの医療機関や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

本人の不安を和らげる

本人には次第にできないが増えていくといういらだちや不安があります。そんな気持ちを穏やかに保てるように、家族など周囲の人が上手にサポートしましょう。

居場所や仲間を増やす

安全ばかりを優先して家に閉じこもるのではなく、趣味や地域のサークル活動などを通じ安心してすごせる居場所を見つけ、仲間たちと積極的に交流しましょう。

将来を見据える

医療や介護の方針を含めた今後の生活設計や、成年後見制度を利用した財産管理の方法などを早いうちから家族で話し合っておきましょう。

3 「見守りがあれば日常生活は自立できる」状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が中度の時期です。たとえば、処方された薬を指示通りに飲んだかどうかの記憶があいまいになったり、来訪者への対応がひとりでは難しくなったりしますが、周囲の適切なサポートがあればこなせる状態です。



本人や家族へのアドバイス

見守る人を増やす

家族だけで支えるのではなく、民生委員や町内会の知人や友人などにも理解を求め、日常生活の中で積極的に見守ってくれる周囲の人の数を増やしましょう。

安全対策を考える

思いがけない事故に備えた安全対策をしましょう。特に火の始末については、安全センサー付きのガスコンロの利用や電化製品への買い替えなどを考えましょう。

医療のサポートを受ける

健康管理や持病のことだけでなく、認知症の症状を含めて、かかりつけ医のアドバイスを求め、専門医を紹介された場合は受診してみましょう。

介護のサポートを検討する

家族がいない時間帯などに、本人の状態に合わせた専門家によるサポートを依頼できる訪問介護や通所介護といった介護保険のサービスを検討しましょう。

4 「日常生活に手助けや介護が必要」な状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が中度から重度の時期です。着替えや食事、トイレなど身の回りのことに周囲の適切なサポートが必要になってきます。外出時に道に迷ったりすることもあるので、サポートする側の注意と対策が必要です。



本人や家族へのアドバイス

介護サービスを活用する

介護のプロであるケアマネジャーなどと緊密に相談し、本人の希望や認知症の状態に合わせながら、さまざまな介護サービスを組み合わせて活用しましょう。

見守りの体制を充実させる

通い慣れているはずの道などでも迷ってしまう危険があります。GPS機能付きの携帯電話をもたせるなど、いざというときに備えた見守りの体制を充実させましょう。

住まいの環境を整える

生活機能が衰えると、家庭内での事故も増えやすくなります。事故を防止し、介護にも役立つような介護保険による住宅改修を行い、生活環境を整えましょう。



悪質商法などから守る

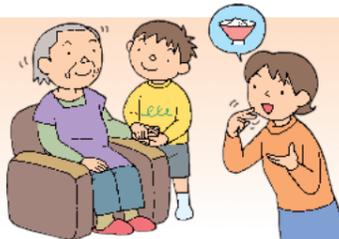
判断能力の衰えなどにつけ込まれて、詐欺や悪質商法などの被害にあう危険があります。成年後見制度を利用するなどして、被害を防ぎましょう。



5 「常に介護が必要」な状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が重度の時期です。認知症の進行とともに身体機能も衰え、寝たきりになるなど日常生活のあらゆる面で常にサポートが必要になります。言葉によるコミュニケーションが困難になっている場合もあります。



本人や家族へのアドバイス

コミュニケーションを工夫する

言葉による意思の疎通が難しくなってきたら、しぐさや表情、スキンシップなど言葉以外のコミュニケーションの方法を工夫して、本人を安心させましょう。

介護と看護を充実させる

寝たきりなどになると、衰えていく体調の管理がより大切になります。ケアマネジャーやかかりつけ医と相談しながら、介護と看護の両面を充実させましょう。

住み替えを検討する

本人や家族の事情を考慮しながら、今後も自宅ですごすか、また適切なサポートをするための設備や体制の整った施設などですぐすかを検討しましょう。



看取りに備える

いずれは訪れる終末期に備え、自立していたころの本人の希望も含めて、延命措置の選択など看取りの方法について、家族で話し合っておきましょう。



認知症ケアパス ～状態に合わせて 受けられるサービスの流れ～

認知症の状況は個人により異なります。必ずこの経過をたどるわけではありません。今後、予想される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。

認知症の段階		健康	軽度	中等度	重度		
認知症の進行		健康	軽度認知機能障害 (MCI)	軽度	中等度	重度	
支援の内容	症状	自立	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助けが必要	常に介護が必要
相 談	8,9ページ	認知症や高齢者の福祉・生活・健康・介護保険に関する相談の場（地域包括支援センター、介護・福祉課、健康づくり課）、心配ごと相談					
医 療	4,5ページ	認知症の診断や相談（かかりつけ医、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、認知症専門医）					
予防・集いの場・役割	18,19ページ	身体の状態の確認（特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、骨密度検診、入浴サービス事業・老人憩いの湯）		歯周疾患検診、健康相談、健康教育、傾聴サロン）			
		介護予防に関する場（介護予防サークル、介護予防教室、みんなのステーション、認知症カフェ）					
		趣味や特技を活かして交流・活躍できる場（老人クラブ、生涯学習、シルバー人材センター）					
生活支援	19,20ページ	食事、日常生活の支援に関すること（ことぶき会、配食サービス、外出支援サービス）					
		要介護者除雪対策事業・生活困窮者自立相談支援事業					
		日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助、日常的金融管理サービス、書類等預かりサービス）					
介 護	21,22ページ	高齢者等通院時タクシー料金助成事業、救急キット交付		外出支援に関すること（介護タクシー、車いす貸出事業）			
				本人や家族の相談に応じ情報提供やケアプランの作成、介護保険に関する手続きの支援（ケアマネジャー）			
				自宅で受けられる生活支援や入浴などの身体介護サービス（訪問系）			
				短期間の宿泊による入浴や食事などの介護を受けられるサービス（ショートステイ）			
				日帰りで受けられる機能訓練、レクリエーションや入浴、食事などの介護サービス（通所系）			
住 ま い	23ページ	見守り付き住宅（ケアハウス・養護老人ホーム）					
		サービス付き住宅（サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームなど）					
家族支援	23,24ページ	介護についての情報交換や交流できる場（家族の会）、認知症カフェ					
安否確認・見守り支援	24,25ページ	認知症高齢者見守り事業（認知症高齢者安心外出登録、見守りサポーター）、認知症サポーター養成講座					
		民生委員、福祉安心電話					
権利擁護・財産管理	25ページ	日常生活自立支援（福祉サービス利用援助、日常的金融管理サービス、書類等預かりサービス）					
		成年後見制度					
		総合相談支援（高齢者虐待、権利擁護等）					

※ここで紹介しているサービスの詳細については、P4～5「あなたの在宅生活を支える『医療』」、P8～9「あなたの在宅生活を支える『相談窓口』」、P18～25「私たちの生活を支える事業、サービスのご案内」をご参照ください。

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧

認知症ケアパス

